二　次条に規定する年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）
三　申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し
（年少射撃資格認定証の書換えの申請）
第七十八条　第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。
（クロスボウ射撃資格認定証の様式）
第八十二条の二　法第九条の十六第一項のクロスボウ射撃資格認定証は、別記様式第六十九号の二のとおりとする。
（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
第八十二条の三　第二十二条第一項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。
2　第二十二条第二項の規定は、法第九条の十六第二項において準用する法第五条の三第三項の規定によりクロスボウ射撃資格認定証の再交付を受けようとする者について準用する。
（危害予防上必要な措置が執られている場所）
第八十二条の四　法第十条第二項第二号の二の危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる措置のいずれもが執られている場所とする。
（銃砲の保管の設備及び方法の基準）
第八十三条　銃砲の保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。
［一・二　略］
（クロスボウの保管の設備及び方法の基準）
第八十三条の二　クロスボウの保管に係る法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一　保管の設備は、次に掲げる要件を備えていること。
イ　金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造を有するものであること。
ロ　確実に施錠できる錠を備えていること。
ハ　管理上支障のない場所にあること。
ニ　容易に持ち運びができないこと。
二　保管の方法は、次に掲げる要件に該当すること。
イ　クロスボウを前号の保管の設備に確実に施錠して保管すること。
ロ　前号の保管の設備を常に点検し、同号の基準に適合するように維持すること。

二　次条に掲げる年少射撃資格認定証（現に年少射撃資格の認定を受けている場合に限る。）
三　申請人を監督することとなる法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し
（年少射撃資格認定証の書換えの申請）
第七十八条　第三十二条の規定は、法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定により年少射撃資格認定証の書換えを受けようとする者について準用する。この場合において、第三十二条第一項中「別記様式第三十四号の銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」とあるのは「別記様式第六十六号の年少射撃資格認定証書換申請書」と、「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と、同条第三項中「申請人が法第四条第一項第一号又は第四号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者で都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。
［条を加える。］
［条を加える。］
［条を加える。］
（銃砲の保管の設備及び方法の基準）
第八十三条　法第十条の四第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、保管に係る銃砲が猟銃及び空気銃以外の銃砲である場合においては、その種類及び許可の用途に応じ適切な設備及び方法をもつてこれに代えることができる。
［一・二　同上］
［条を加える。］